

ムダなダムをストップ!!

事務局だより No. 8 2006年1月31日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

“ムダなダム” 裁判第5回の内容

☆対県知事訴訟(05年11月24日・南摩ダム、湯西川ダム、八ツ場ダム)

原告側は、前回被告側から釈明を求められていた財務会計行為の特定とその違法性について主張した。被告側は「原告がそうなのであれば、後は裁判所に判断をお任せするしかない」と、裁判所の判断を仰ぐ姿勢を見せた。

今後は原告側から、違法性について具体的に補充する書面を出すことになったが、ダムが3つあるので、ダム毎に順に出していくことにした。とりあえず今回は八ツ場ダムの治水について、違法であるという書面と証拠を出す予定。嶋津さんのお知恵を借りて資料を集め、書面にまとめていくことが必要となる。次回は原告から陳述者を出す予定。

☆対宇都宮市長訴訟(05年12月14日・湯西川ダム)

前回(第4回)、市側からは「財務会計行為が違法である」ことを原告側が具体的に主張すべきだと求釈明があった。そこで、県に対する回答と同じ論法で釈明した。つまり、水余りなのに政策の見直しをまともにせず、利水事業に参加していること。整備事業についても、宇都宮市にとって必要のない事業なので協定による拘束を受けることはなく、したがって負担額の決定協議を拒否すべき義務があること。基金事業についても同様に、協定による拘束を受けることはなく拒否すべきであるという点である。

利水負担金の92億と特ダム法による支出は一般会計(市長)からの支出、水特法の整備事業費と基金事業費は特別会計(水道事業管理者)からの支出のようだ。ただ、財務会計の流れはこちら側にはよくわからない。他県の訴訟でも同じことが起こっているが、今後被告の変更が必要となるかも知れない。変更するなら早い段階の方がよいので、被告側に財務会計の流れを主張して欲しいと求めた。

対県知事訴訟も対宇都宮市長訴訟も次々回(5月頃)からはいよいよ実質論に入る。原告による口頭陳述も予定されている。書面は統一弁護士が八ツ場ダム用に作ったものを参考に各県バージョンを作成することになり、大木弁護士の指示で原告団は栃木バージョン作成の準備に入ることになった。

次回裁判(第6回)の予定

☆対栃木県知事:3月9日(木)午前10時～ 宇都宮地方裁判所・302法廷

これまでに財務会計行為の特定とその違法性についての主張をすべておこなってきた。次回は八ツ場ダムについてその違法性を立証していく。

☆対宇都宮市長:3月1日(水)午前10時～ 宇都宮地方裁判所・302法廷

湯西川ダムに関する財務会計行為の流れを被告側が釈明し、それについて原告側が違法性を立証する。

どちらの裁判も次々回(5月頃)からは、いよいよ実質論に入ります。原告による口頭陳述も予定されていますので、是非多くの方々の傍聴をお願いします。

“南摩川流域”ってどんなところ？

南摩ダム建設予定地で1月7日(土)、第2回自然観察会が開かれました(思川開発事業を考える流域の会・日本野鳥の会栃木県支部・ムダなダムをストップさせる栃木の会が共催)。当日は約25名の参加者がありました。野鳥の種類は多くはありませんでしたが、好天にも恵まれて、南摩の自然を楽しみました。お2人の方に感想を伺いました。

メンツのために工事が止まらない

石川 輝雄

南摩ダムは南摩川をせき止めて、ダムを造る計画となっているが、南摩川はごく少量の流れに過ぎない。これは現地へ出向けば誰が見ても分かることで、だから、近くの大芦川や黒川から水を呼び込むことで機能を果たそうとしているのだが、両川とも地元民が猛烈な反対運動をしているから、これも無理。にも拘わらず工事を止める気が全くないのはお役人、議員、建設業者がメンツと利益のみに囚われているため、如何にもおかしな話である。しかも、人口の減少に伴い水需要は減る一方だろうし、その上、医療、福祉予算が一方的に削られる状況でダム造りの予算はないはずなのに、困った話である。

しかも、ダム建設予定地に住んでいて、補償金をもらった元住民が犬やねこをそのまま放置して去ったため犬、猫が野良化した。幸い気がついた人がいて、テントを設け、週2回餌を与えに行っているので事無きを得ている。その猫たちに餌をやる中心人物の獣医さんと自然観察会の前に餌を届けるのに同行した。餌場所は元小学校跡とテント2個所に分かれ、今いるのは猫だけ。我々が近づくと日向ぼっこしていた場所から姿を現した。驚いたことは何れもまるまると太っていたこと。餌のやりすぎではと獣医師に詰問すると？冬の寒さを越すのにはこの位肥えていなければならないとのこと。言われてみればそのとおりで、とりあえず、太ったままでも生きのびて貰いたいものである。去勢手術が済んでいるのでこれ以上は増えない用だが、捨て猫にする人間の身勝手さにやり切れない思いである。

野良猫に餌をやるのに同行したため、自然観察会はすでに帰り道であった。お陰で肝心な観測は叶わなかった。冬のため、緑の枝に邪魔されず、渡り鳥を観測するのに絶好の日よりだったのに。今回はどちらと言え、自然に生きる猫観察会という趣であった。

観察会で出会った多彩な人々

松林 紀典

昨夏、新聞のイベント欄に出ていた、南摩ダム建設地の自然を観察する会の“室瀬橋に集まれ”が私の目にとまった。なぜならば、リタイヤ後、宇都宮市の森林ボランティア活動で古賀志山近くの森林公園で仲間と3年近く、自然とタワムレていたが、組織化や活動意義で多少スランプ状態化し、他のグループは悩みが無いのかと常々意識していた折りでもあった。ダム建設には賛否がある中、近在に住む者としてもう少し実態を知るべきであろうと考えた。

大芦川、粕尾川はよく訪れるが、南摩川は初めてであった。しかし、これらの川の間を流れる川であり、同様な川模様と思っていた。が、現地に行ってみると、室瀬橋は小さな川に掛けられていた。『この川にダムを造るって本当？』が第1のインパクトであった。そして、皆様と会い、自己紹介されると、野鳥、植物、水棲昆虫、蝶の専門家、そして会のメンバー、獣医、弁護士等々、多彩な人々の集いであった事が、第2のインパクトであった。

1月7日の第2回観察会では、夏と同様のコースを上流に向かって3~4km歩きながら、自然の景観を楽しみつつ鳥を探した。夏、秋、冬、春と同一地点で数年にわたって調べることが自然と動植物の生態調査には必要であることを知った。それは、この南摩地域のように狭い所では、山、川のスケールが小さいために、気候の変化が大きく、生存に必

要な水や植物の育成が大きく変わるように見受けられた。

今回はジョウビタキ、カワラヒワ、ホオジロ、カシラダカ等が棲みついていた。小スケール地形でも、水、平原、林、山頂と多様な自然があるから彼らには楽園であろう。野鳥の会のメンバーはズームレンズのピントを素早く小鳥に合わせ、見せてくれて、説明する早さにはさすがにプロと驚嘆した。それにしても夏、冬とも川に水が無いのになぜダムが造れるの？ ダムより緑のダム（広葉樹林化と砂防ダム）をまじめに考える必要性を感じてきた。次回も楽しめそうである。

前代未聞 1都5県同時の「税金ムダ遣い裁判」はこうなっている

05年11月27日東京・大塚ホールで住民訴訟1周年集会

栃木からの報告「八ツ場ダムの治水費負担・栃木の場合」

ムダなダムをストップさせる栃木の会・伊藤武晴事務局長

栃木県負担の疑問 栃木県は八ツ場ダムの建設により治水上「著しい利益」を受けるとして9億円の負担金を支出することになっている。裁判では栃木県が受ける治水上の著しい利益とは何かを明らかにするよう迫ってきたが、第5回裁判で被告側は、「国が決めたことを重大な違法性がない限り県は拒否できない」と述べ、違法性については裁判所の判断を仰ぎたいとした。治水上の利益と負担金は洪水による氾濫区域と密接に関連するので、氾濫区域の検証が重要なポイントになる。八ツ場ダムが建設される利根川は栃木県内を流れておらず、足利市において太田市・館林市をはさんで7km、藤岡町において板倉町をはさんで5km 南西を流れる河川である。国土交通省（氾濫区域図）によれば、足利市及び藤岡町の一部で浸水が起こり被害が発生するが、ダム建設によって9億円相当の資産が被害から免れるので治水費として負担すべしというのだ。しかし国土交通省の示す氾濫区域には疑問点が多く、現地との整合について乖離があると思われたため、今回、藤岡町で現地調査をおこなった。

二つの氾濫区域図 利根川の河水による氾濫区域図には二種類ある。一つは、八ツ場ダムの治水費負担の根拠となる「利根川水系利根川上流ダム群建設費都県別負担率算定資料」で、これによると栃木県では足利市の一部及び佐野市のごく一部、それに藤岡町の一部（中心市街地のほぼ全域）が氾濫区域とされている。もう一つは「利根川水系利根川浸水想定区域図」で、水防法による洪水ハザードマップ作成支援資料として平成17年3月に国土交通省が公開したもの。この浸水想定区域等は現在の利根川の河道整備状況、既設ダムや渡良瀬遊水池等の洪水調節施設の状況等を勘案して、概ね200年に1回程度の大雨により利根川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものと説明されている。この浸水想定区域図によれば、栃木県は足利市及び佐野市の部分が氾濫区域から除外され、藤岡町（中心市街地部）のみが浸水想定区域になっている。

藤岡町での現地調査 昭和22年のカスリーン台風でも地元古老の話によれば遊水池側の2個所の堤防破壊による局部的浸水と、西側旧渡良瀬川沿いの低地部分に浸水したが、何れも民家への被害はほとんどなかったとのことである。さらに歴史的に見ても、西側台地の先端部には戦国時代からの神社があり、その周辺には縄文時代前中期晩期にわたる遺跡が存在するなど、古くから人々の生活の舞台であったことがうかがえ、200年確率とはいえ洪水に見舞われる台地とは考えられない。国と交通省の浸水想定区域図は著しく水増しされており、今後地質分析なども含め様々な視点からの検証が必要と思われる。

会費納入にご協力をお願いいたします。今年度の会費が未納の方には振込用紙を再度同封しました。今後、会報は不要という場合はご一報ください。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

小山市城東2-10-22

TEL: 0285-23-8505

FAX: 0285-22-5608

振込口座: 00140-1-500609

市民連絡会が発行
するFAXニュースです

ハツ場ダム住民訴訟 1都5県 FAXニュース

第9号(06年1月1日)

東京・群馬・埼玉・栃木・茨城・千葉

謹賀新年 今年もハツ場ダム住民訴訟へのご支援よろしくお願いたします。

【千葉の会】11月8日第4回裁判は事前協議でHP掲載等の話の後、ほぼ満席の中、被告側弁護士と原告側の要旨説明から始まった。国の事業なので本来争うことはできないのに住民訴訟の名を借りてやるのはおかしい。政策の当否は事務監査請求でやるべき。財務会計上の義務違反はない等々。本論に入ることを拒む姿勢で、論理的でないと感じた。次回2月17日裁判では治水上不必要であると原告はパワーポイントで陳述する予定。(中村記)

【栃木の会】対県知事訴訟第5回では、原告側が対象となる財務会計行為の違法性について述べた。今後はダム毎に順次、違法性を立証していく。まず次回3月9日(木)10時には、ハツ場ダムの違法性を具体的に補充する書面を出す予定。対宇都宮市長訴訟では、水余りなのに政策の見直しをまともにせず利水事業に参加していることを指摘し、複雑な財務会計の流れを主張して欲しいと求めた。次回は3月1日(水)10時。(茗谷)

【埼玉の会】11月30日、原告の河登氏が、かつて観光名所だった三波石峽を台無しにした下久保ダムを「悪い実験」と断じ、同様のことを繰り返すハツ場ダムは不要であると陳述した。被告側から提出された利水問題に関する準備書面に対し南雲弁護士が、農業用水転用水利権の法的根拠を明らかにし、非かんがい期の水利権の内容及び暫定水利権の定義について釈明を求め、本題に踏み込んだ。次回は1月25日午前11時半。(藤永)

【東京の会】12月12日(月)は弁論準備。原告・被告13人ずつが狭い会議室に入ってディスカッション。裁判所から「財務会計行為と原因行為についての双方の主張を整理した表」が提出される。裁判長からは被告に、「納付通知が著しく間違っていれば、争点になるのでは？」という突っ込みがあり、被告は返答に詰まっておろおろ。原告からも「早く訴状の認否を行え！止遏及する。次回2月16日(木)弁論準備だが、ここは一気に攻めたい。(田巻)

【茨城の会】12月13日(火)第5回裁判。今回は被告側の裁判棄却要求に対する原告側の反論。先ず原告神原晴美氏が立ち「私たちは司法に望みを託している。この国の民主主義を信じたい」と陳述。次いで谷萩弁護士が被告の主張に逐条的に反論。「次回は治水準備書面を提出する」と結んだ。それを受け裁判長は「次回は治水ですね」と語り、本論に入ることを示唆した。言葉の力を実感した裁判だった。2月28日(火)11時30分茨城は本論に入る。(神原)

【群馬の会】第5回裁判が12月16日に行われ、原告12名出席、今回は原告側から準備書面(2X3)を提出。県企業管理者がダム使用権設定申請を取り下げない行為は財産の管理を怠る事実であること、ハツ場ダムに関する県の公金支出は違法な財務会計行為であり本訴訟は違法な住民訴訟であることを主張、今後、ダムの不要性・有害性について主張立証を補充することになり、次回2月10日1330～の第6回で本論に入る予定。(真下)

【群馬県長野原町の会】年末に内示された財務省原案でハツ場ダム事業06年度予算額は356億8900万円。ダム予定地では、国交省が造成中の代替地の購入希望者が少なく、造成計画は大幅縮小の見込み。発破作業で生態系の頂点に立つクマタカは姿を消したが、地質上の問題で道路、鉄道等の周辺工事は難航し、本体着工のメドは立っていない。予算消化、工事進捗状況から見て2010年度完成は難しく、近い将来、工期延長は必至の情勢。(ハツ場ダムを考える会)

発行：ハツ場ダムをストップさせる市民連絡会／ハツ場ダム住民訴訟弁護団／ハツ場ダムを考える会
<http://www.yamba-net.org/> <http://www.yamba.sakura.ne.jp/> 連絡先：042-341-7524(深澤) 048-825-3291(藤永)